

資料 6 - 2

平成 20 年度化学物質の内分泌かく乱作用に関連する報告の信頼性評価作業班
設置要綱（案）

1．目的

平成 17 年 3 月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND 2005-」に基づき、環境省が実施する作用・影響評価事業においては試験対象物質選定関連作業を行うこととしている。その際には、化学物質の内分泌かく乱作用に関連する報告について客観性が担保できる専門家による信頼性評価を行うこととしている。この信頼性評価を実施するため「化学物質の内分泌かく乱作用に関連する報告の信頼性評価作業班」(以下「作業班」という。)を設置する。

2．検討内容

環境省が実施する「化学物質の内分泌かく乱作用に関する総合的調査・研究業務」において文献調査・要旨作成が行われた報告について、信頼性評価を実施する。「化学物質の内分泌かく乱作用に関連する報告の信頼性評価作業班会議」を開催し、信頼性評価結果について検討・取りまとめを行い、検討結果を「作用・影響評価検討部会」に報告する。

3．組織等

- (1) 作業班は、化学物質の内分泌かく乱作用に関する知見を有する学識経験者で、別表に掲げる班員及び事務局をもって構成する。
- (2) 作業班に班員の互選による座長を 1 名置く。
- (3) 作業班に座長が班員の中からあらかじめ指名する座長代行を 1 名置く。
- (4) 座長代行は、作業班の座長に事故がある場合には、その職務を代行する。
- (5) 作業班会議において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を参考人として出席させることができる。
- (6) 作業班の事務は、環境省環境保健部環境安全課及び日本エヌ・ユー・エス株式会社において処理する。

4．期間

平成 20 年 9 月 11 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(別表)

化学物質の内分泌かく乱作用に関連する報告の信頼性評価作業班(仮称)
班員名簿(案)

氏名	所属・役職
有菌幸司	熊本県立大学 環境共生学部 食健康科学科 教授
井口泰泉	自然科学研究機構 岡崎統合バイオサイエンスセンター 生命環境研究領域 教授
今井秀樹	宮崎大学 医学部 社会医学講座 衛生学分野 准教授
今川正良	名古屋市立大学大学院 薬学研究科 創薬生命科学専攻 分子生物薬学分野 教授
岩田久人	愛媛大学 沿岸環境科学研究センター 生態毒性解析分野 教授
太田 茂	広島大学 薬学部長 大学院医薬学総合研究科 生体機能分子動態学研究室 教授
鯉淵典之	群馬大学大学院 医学系研究科 応用生理学分野 教授
鑪迫典久	国立環境研究所 環境リスク研究センター 環境曝露計測研究室 主任研究員
原 彰彦	北海道大学 大学院 水産科学研究院 研究院長 大学院 水産科学院 学院長 水産学部 学部長
米元純三	国立環境研究所 環境リスク研究センター 副センター長
渡辺 肇	自然科学研究機構 岡崎統合バイオサイエンスセンター 生命環境研究領域 准教授